

令和 8 年度 2 回福岡市開発審査会 会議録

開催日	令和 8 年 9 月 15 日（火） 午後 3 時 00 分から 午後 4 時 30 分まで	場所	福岡市役所 5 階 502 会議室
出席者	委員	萩島会長、埋田副会長、おばた委員、出水委員、柴田委員	
	福岡市	住宅都市みどり局 建築指導部 土肥部長 開発・盛土指導課 樗木課長、吉積係長、田北係長、安倍、畠添、立川、坂本 地域まちづくり推進部 地域計画課 津留課長、羽田野係長、栗原	

凡例：以下において、○は委員、□は福岡市の発言を示す。

第 1 号議案

「医療施設」

- 駐車場を増やすことで、近郊の市街化調整区域から通院しやすくなり、周辺の集落のためになるので、問題ない考える。
- 現在、駐車場台数が慢性的に不足している状況について、新棟の建築により駐車場面積が更に減少するが、既存棟の解体跡地に駐車場を再配置することで不足数は解消されるのか。
- その通りである。
- 医療施設の開発許可が不要であった時期に建築された建築物の更新であるため、新たな市街化を促進しないという解釈で良いか。
- その通りである。
- 土砂災害警戒区域等の状況は。
- 該当しない。

（採決）

- 第 1 号議案は承認とする。

第 2 号議案

「社会福祉施設」

- 当地区は静かな場所とはいえ、車通りが多いため、市街化調整区域ということに驚いた。しっかり地域に説明して事業を進めていった方がよい。
- 都市計画法に基づく近隣への事前の説明は行っている。
- 4 m の幅員がとれていない道路の箇所はどのように幅員を確保するのか。個人の敷地が含まれているように見える。
- 事業者にて個人の敷地を買収し、幅員 4 m の道路となる。
- 本計画は、現況が駐車場の敷地に施設を建築するものであるが、駐車場は不足しないのか。
- 計画地である駐車場は申請者である法人が所有し、同法人が運営する隣接既存施設（生活介護事業所）の駐車場としても利用されているが、開発行為後に不足することはないと聞いている。

（採決）

- 第 2 号議案は承認とする。

意見聴取

- 当地区は、西都北校区、周船寺中学校区であり、人口が減少している地区であるため、本案のとおり

区域指定することは適当であるとする。

○当地区の中心部に周船寺川が流れているが、小規模な河川か。災害への懸念は。

□周船寺川は比較的小規模な河川である。当地区は浸水想定区域などの災害ハザードエリアは含まれていない。

○対象地の立地特性や基準との整合性についても、丁寧に確認が行われていると思う。

○ほかに意見はあるか。

(意見なし)